

第5章 環境影響の調査、予測及び評価の結果

5-1 人と自然とのふれあい活動の場

工事中（工事の影響）により、人と自然とのふれあい活動の場への影響のおそれがあることから、環境影響評価を行った。

(1) 現況調査

1) 調査項目

ア. 人と自然とのふれあい活動の場の状況

ア) 人と自然とのふれあい活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況

調査項目は、人と自然とのふれあい活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況とした。

イ) 人と自然とのふれあい活動の場の機能、利用状況

調査項目は、人と自然とのふれあい活動の場の機能、利用状況とした。

ウ) 人と自然とのふれあい活動の場の経路、交通手段

調査項目は、人と自然とのふれあい活動の場の経路、交通手段とした。

イ. 地形等の状況

調査項目は、地形等の状況とした。

ウ. 土地利用の状況

調査項目は、土地利用の状況とした。

エ. 人と自然とのふれあい活動の場に係る計画等

調査項目は、人と自然とのふれあい活動の場に係る計画等とした。

オ. 関係法令等による基準等

調査項目は、関係法令等による基準等とした。

2) 調査地域

対象事業実施区域及びその周囲の内、非常口（都市部）を対象に工事中（工事の影響）に係る主要な人と自然とのふれあい活動の場への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。

3) 調査方法等

ア. 調査地点

現地調査は、調査地域の内、主要な人と自然とのふれあい活動の場の分布状況を考慮し、現況を適切に把握することができる地点とした。

イ. 調査期間・調査時期

現地調査は、主要な人と自然とのふれあい活動の場の状況を踏まえ、一年間における適切な時期とした。

ウ. 調査方法

調査は、文献調査及び現地調査とした。

文献調査により、人と自然とのふれあい活動の場の概況把握を目的とし、人と自然とのふれあい活動の場関連の文献、資料を収集し整理した。また、文献調査を補完するために、関係機関等へヒアリングを行うとともに必要に応じて現地踏査を行った。

現地調査として、主要な人と自然とのふれあい活動の場について、利用の状況及び利用環境の把握を行った。

また法令等について以下の項目の調査を行った。

- ・都市緑地法
- ・都市公園法
- ・川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例
- ・川崎市風致地区条例
- ・川崎市緑化指針
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

4) 調査結果

ア. 人と自然とのふれあい活動の場の状況

調査地域には、花及び紅葉等の観賞、散策及びサイクリング等の場となっている公園及び河川が存在する。

主要な人と自然とのふれあい活動の場として、多摩川河川敷に位置し風致地区に指定されている多摩川緑地、等々力緑地、丘陵樹林を保存、活用した菅生緑地、緑地に囲まれた釣施設である FISH・ON!王禅寺がある。

主要な人と自然とのふれあい活動の場の調査地点及び状況を、表 5-1-1、表 5-1-2 及び図 5-1-1 に示す。

表 5-1-1 調査地点一覧

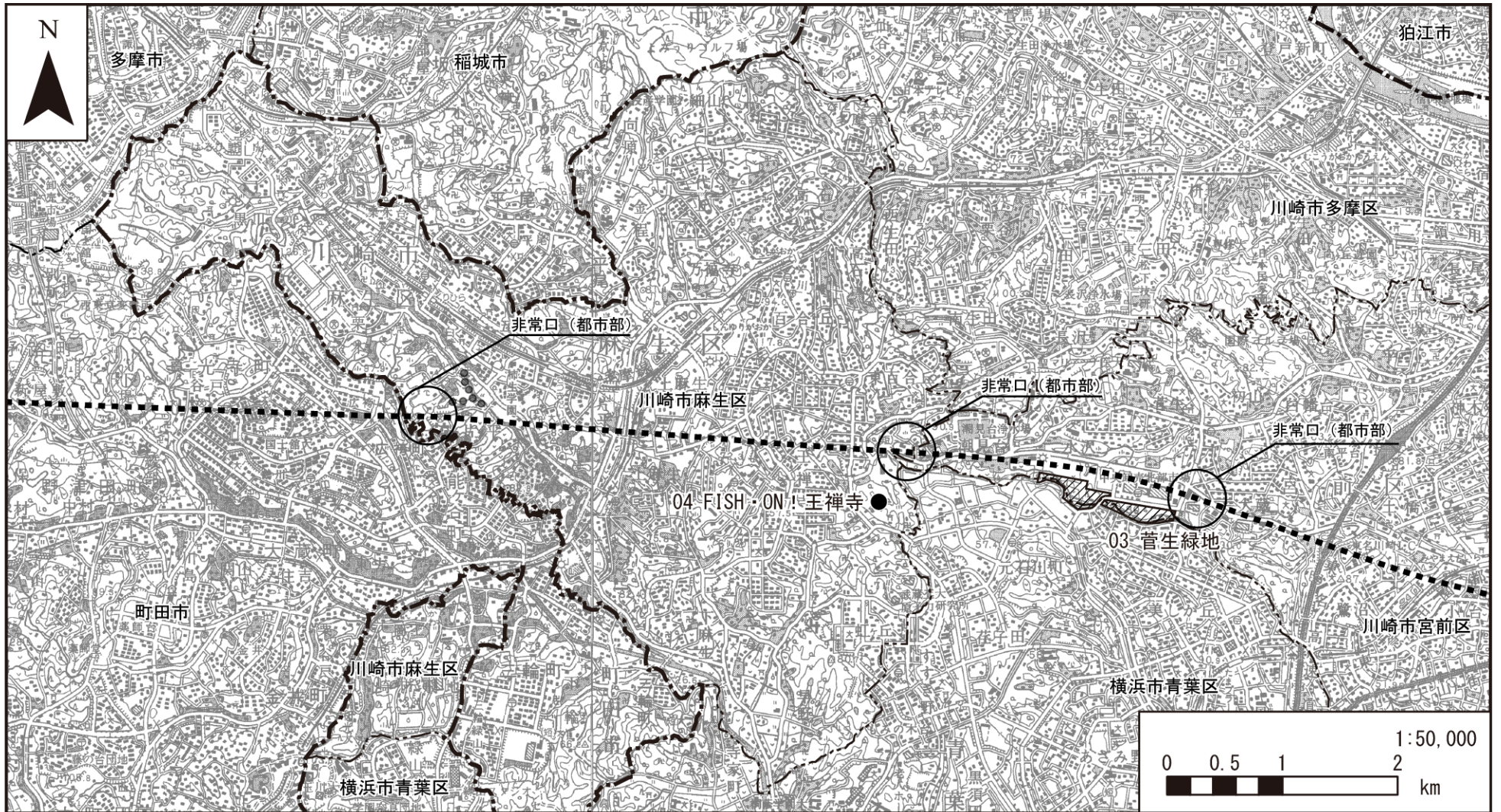
番号	調査地点
01	多摩川緑地
02	等々力緑地
03	菅生緑地
04	FISH・ON!王禅寺



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 計画路線(地上部)
- 都県境
- 市区町村境
- ▨ 人と自然とのふれあい活動の場(範囲)

図5-1-1(1) 人と自然とのふれあい活動の場の状況図



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 計画路線(地上部)
- 工事用道路
- 都県境
- 市区町村境
- ◻ 人と自然とのふれあい活動の場 (範囲)
- 人と自然とのふれあい活動の場 (施設)

図5-1-1(2) 人と自然とのふれあい活動の場の状況図

表 5-1-2(1) 人と自然とのふれあい活動の場の状況

番号	調査地点	調査項目	調査結果の概況
01	多摩川緑地	分布等	川崎区殿町から多摩区菅野戸呂に位置する緑地で、広さは約 72 ha である。
		機能	堤防上には、多摩川サイクリングコース、休憩用のベンチ等が整備されており、ベンチの周辺には桜並木が植栽されている。河川敷には、野球グラウンド、サッカーグラウンド、テニスコート、芝生、通路、水路等が整備されている。水路周辺の河川敷、多摩川は、「とどろき水辺の楽校」等の活動フィールドとなっている。
		利用の状況	サイクリング、ジョギング、散歩、休憩等で多く利用されている。また河川敷では、野球、テニス等での利用が見られる。
		経路、交通手段等	主なアクセス手段は、徒歩、自転車、バイク、バスであり、車両は、等々力緑地の駐車場等を利用していると思われる。また、土日祝、振替休日、年末年始のみ使用可能である駐車場（303 台）が河川敷内にある。 最寄り駅は多摩川緑地から約 1km の所にある東急東横線「新丸子」駅である。多摩川緑地までの経路、交通手段は東急東横線「新丸子」駅より徒歩又は、JR 南武線、JR 横須賀線、東急東横線及び東急目黒線「武蔵小杉」駅より川崎市営バスにて「上河原」で下車し徒歩で向かうものである。
現地の状況			
	【堤防上の多摩川サイクリングコース、休憩用のベンチ等】		【河川敷内の野球グラウンド】



表 5-1-2(2) 人と自然とのふれあい活動の場の状況

番号	調査地点	調査項目	調査結果の概況
02	等々力緑地	分布等	等々力緑地は川崎市のほぼ中央にある、中原区が多摩川の南側に位置する緑地で、広さは約 44 ha である。
		機能	川崎市を代表する総合公園のひとつである。緑地内には市民ミュージアム、とどろきアリーナ、陸上競技場、硬式野球場、テニスコート場、サッカー場、プール等の運動施設、ふるさとの森、日本庭園、四季園、ヘラブナ釣り等が年間を通じて楽しめる釣池等がある。園内は約 83 万本の樹木が植えられ、緑に囲まれており、自然とのふれあいが楽しめる。
		利用の状況	緑地内にある等々力陸上競技場は Jリーグ川崎フロンターレのホームグラウンド及び各種スポーツ大会の会場として利用され、スポーツの拠点となっている。その他とどろきアリーナ、市民ミュージアム等があり、緑地内は遊具遊び、釣り、散歩、休憩等で多く利用されている。
		経路、交通手段等	主なアクセス手段は、自動車、自転車、徒歩、バスである。緑地内には、4箇所の駐車場（計 687 台）がある。最寄り駅は等々力緑地から約 1km の所にある、東急東横線「新丸子」駅である。等々力緑地までの経路、交通手段は東急東横線「新丸子」駅より徒歩又は、JR 南武線、JR 横須賀線、東急東横線及び東急目黒線「武蔵小杉」駅より川崎市営バス又は東急バスにて「市営等々力グランド入口」又は「市営等々力グランド前」で下車し徒歩で向かうものである。
現地の状況			
	【等々力釣池に接する休憩所】		【運動広場】

表 5-1-2(3) 人と自然とのふれあい活動の場の状況

番号	調査地点	調査項目	調査結果の概況
03	菅生緑地	分布等	菅生緑地は川崎市の北西部、宮前区に立地する川崎市中 央卸売市場北部市場南側の横浜市境に位置する緑地で、広 さは約7haである。
		機能	自由広場、東屋は、緑に囲まれており、自然とのふれあ いが楽しめる。アスレチック遊具、斜面を利用した遊具(縄 文やぐら)、草地広場において、緑を見ながら遊ぶことが できる。見晴し台周辺は、木が生い茂っており、木陰の鳥 等を観察することができる。
		利用の 状況	遊具遊び、散歩、休憩等で利用されている。なお、菅生 緑地は宮前区市民健康の森となっており、「水沢森人の会」 が定期的に里山管理活動及びイベントを行っている。
		経路、交 通手段等	駐車場、駐輪場がないため、主なアクセス手段は、徒歩 及びバスであると思われる。 最寄り駅は菅生緑地から約3kmの所にある東急田園都 市線「たまプラーザ」駅である。菅生緑地までの経路、交 通手段は東急田園都市線「宮前平」駅より川崎市営バスに て「清水台」で下車し徒歩又は、JR「武蔵溝ノ口」駅、 東急田園都市線「溝の口」駅より川崎市営バスにて「清水 台」で下車及び東急田園都市線「あざみ野」駅より小田急 バスにて「南水沢」で下車し、徒歩で向かうものである。
現地 の 状 況			
	【広場】	【遊具】	

表 5-1-2(4) 人と自然とのふれあい活動の場の状況

番号	調査地点	調査項目	調査結果の概況
04	FISH・ON!王禅寺	分布等	FISH・ON!王禅寺は麻生区にあり、田園調布学園大学、川崎市王禅寺余熱利用市民施設ヨネッティー王禅寺及び環境局王禅寺処理センターの南側に位置する釣施設で、広さは約5haである。
		機能	緑に囲まれた4箇所の池で、複数の方法での釣りが楽しめる。園内にはホテルのせせらぎ、バーベキューハウスがある。
		利用の状況	釣りでの利用がほとんどであるが、一部バーベキューの利用も見られる。
		経路、交通手段	主なアクセス手段は自動車であるが、バイク、徒歩、バスによるアクセスもあると思われる。各釣池を囲むように駐車場（計200台）がある。 最寄り駅はFISH・ON!王禅寺から約3kmの所にある小田急小田原線及び小田急多摩線「新百合ヶ丘」駅である。FISH・ON!王禅寺までの経路、交通手段は小田急小田原線及び小田急多摩線「新百合ヶ丘」駅より徒歩又は、JR南武線「武蔵溝ノ口」駅、東急田園都市線「溝の口」駅、「宮前平」駅及び小田急小田原線「柿生」駅、「生田」駅より川崎市営バスにて「長沢入口」で下車し徒歩で向かうものである。
現地の状況			
	【釣池①】		【釣池②】

イ. 地形等の状況

調査地域における地形等の状況を、表 5-1-3 に示す。

表 5-1-3 土地利用及び地形等の状況

市区	調査地区	地形等の状況	土地利用の状況
川崎市	中原区	等々力	多摩川河川敷に多摩川緑地、その堰堤近くに等々力緑地が分布している。両緑地の間に工場、倉庫、グラウンド、集落が存在している。
	宮前区	梶ヶ谷	緩やかな平坦地形となっている。
		犬蔵	多摩段丘面に位置し、緩やかな高低差を示す平坦地形となっている。
	麻生区	東百合丘	平瀬川右岸の丘陵地の尾根部であり、北側及び南側に緩やかに下る地形となっている。
		片平	片平川と真光寺川に挟まれた丘陵地の尾根部となっている。

ウ. 土地利用の状況

調査地域における土地利用の状況を、表 5-1-3 に示す。

エ. 人と自然とのふれあい活動の場に係る計画等

ア) 「川崎市都市計画マスタープラン 中原区構想、高津区構想、宮前区構想、麻生区構想」

「川崎市都市計画マスタープラン」は「全体構想」、「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の3層から構成されている。

「中原区構想」では「もっとすてきになかはら」を目指すべき都市像に掲げ、「バランスの取れた今のまちの構造を活かしながら、さらに魅力的なまちをめざす」、「自然と人といとなみが共生・交流しているまちを育む」を施策としている。

「高津区構想」では「歩きたくなる高津」を目指すべき都市像に掲げ、「歴史・文化・水と緑がキラリと輝く持続可能なまち」を施策としている。

「宮前区構想」では「人が好き 緑が好き まちが好き」を目指すべき都市像に掲げ、「宮前区らしい特色のあるまち“ガーデン区”として、魅力を育てる」を施策としている。

「麻生区構想」では「一步先を行く ^{みどり}緑 ^{えにしの}緑 ^{タウン}区 あさお」を目指すべき都市像に掲げ、「まちの資源を活かし、育むことにより、まちの魅力を向上させ、持続可能な地域をつくる」を施策としている。

4) 「川崎市景観計画」

景観計画は、「川崎市都市計画マスタープラン」に適合させるとともに、「川崎市多摩川プラン」などの計画とも連携を図り、川崎市における景観形成のマスタープランとして位置づけられている。

本計画は「かわさき百年の風土記づくり～魅力ある景観の広がり風景を育て、時を重ねて風土を紡ぐ～」を基本理念とし、以下の基本目標を定めている。

- 目標 1：川崎を形づくる骨格を際立たせる景観づくり
- 目標 2：個性と魅力ある川崎の顔となる景観づくり
- 目標 3：地域特性を活かした身近な街なみの景観づくり
- 目標 4：市民・事業者・市の協力による景観づくり

川崎市の景観特徴を踏まえ、景観の骨格を都市拠点、景観軸、景観ゾーンから整理されており、本事業に係わる景観軸としては「多摩川軸」、「多摩丘陵軸」が、景観ゾーンとしては「水のゾーン（内陸平野部）」、「緑のゾーン（北部丘陵部）」、「農と緑のゾーン（北部丘陵部）」が挙げられる。

5) 「川崎市多摩川プラン」

川崎市多摩川プランの計画範囲は、川崎市内を流れる多摩川の河川敷の中で多摩川緑地として都市計画決定されている地域のうち川崎市が占有している区域が中心となる。

川崎市多摩川プランは「川とふるさとの再生、市民協働による多摩川ライフの創造」を基本理念に掲げ、「理解・整備・保全」の3つの視点から多摩川のあるべき姿を描いている。

なお、工事施工ヤードは、川崎市多摩川プランの重点エリア内に設置する計画である。

6) 「等々力緑地再編整備計画」

等々力緑地は、緑と水のうるおいの空間を有し、良好な都市環境を形成するための重要な役割を担うとともに、多面的な機能を有する地域資源として親しまれている総合公園だが、施設の老朽化、周辺人口の増加や周辺地域の大規模な再開発が進む中で再整備が求められている。こうした中、再編整備に向けた基本的な考え方を「まちづくりと連携し多様な協働・交流による市民が誇れる緑の拠点づくり」として、整備に向けた基本的な考え方を実現するための5つの方向性を次のように定めた等々力緑地再編整備計画（「整備方針」「基本構想」「基本計画」「実施計画」）が策定されている。

- ① 魅力を高め人の輪が広がる等々力緑地
- ② まちづくりとともに歩む等々力緑地
- ③ いつでも誰でも楽しめる等々力緑地
- ④ 頼りになる安全・安心な等々力緑地
- ⑤ みんなで支える等々力緑地

なお、工事施工ヤードは、等々力緑地再編整備計画基本構想の対象区域外に設置する計画である。

オ. 関係法令等による基準

ア) 「都市緑地法」

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、「都市公園法」その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならないことが規定されている。

イ) 「都市公園法」

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。

ウ) 「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」

川崎市における緑の保全及び緑化の推進に関して必要な事項を定め、市と市民及び事業者との協働により、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的としている。事業者は、その事業活動を行うに当たっては、緑の保全及び緑化の推進が図られるよう必要な措置を講ずるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に積極的に参画し、協力しなければならないことが規定されている。

エ) 「川崎市風致地区条例」

川崎市は川崎市風致地区条例を定めており、都市計画法に基づき、風致地区を指定し、当該風致地区内において建築物の新築、宅地の造成、木材の伐採その他条例に定める行為を行う際には、市長との協議等が義務付けられている。

なお、工事施工ヤードは多摩川風致地区内に設置する計画である。

オ) 「川崎市緑化指針」

川崎市では「川崎市緑化指針」において、全ての緑化事業を対象とした緑化の手順を具体的に策定している。

この指針は、施設の設置目的や立地する周囲の環境等の諸条件に応じて、地域性を反映した個性的で付加価値の高い緑を保全・創出・育成する計画及び設計並びにこれらに基づく適切な施工及び維持管理を推進するとともに、全市的な緑の水準の向上に寄与することを目的としている。

カ) 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

川崎市では「地域環境管理計画」の中で人と自然とのふれあい活動の場の地域別環境保全水準（内陸部）として「生活環境の保全に支障のないこと」と定めている。

(2) 環境保全目標の設定

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準に基づき、生活環境の保全に支障のないこととした。

(3) 予測

1) 予測手法

ア. 予測項目

予測項目は、工事中（工事の影響）に係る主要な人と自然とのふれあい活動の場への影響として、主要な人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、機能の変化の程度、利用経路阻害の程度とした。

イ. 予測方法等

ア) 予測地域・予測地点

予測地域は、対象事業実施区域及びその周囲の内、工事中（工事の影響）に係る主要な人と自然とのふれあい活動の場への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。

改変の可能性のある範囲として「第1章 表 1-3-3-1」に示す範囲を設定した。

予測地点は、予測地域の内、工事中（工事の影響）に係る主要な人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、機能の変化の程度、利用経路阻害の程度を適切に予測することができる地点とした。

イ) 予測時期

予測対象時期は、工事中とした。

ウ) 予測方法

a) 人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度

人と自然とのふれあい活動の場と工事中（工事の影響）の可能性のある範囲を重ね合わせ、図上解析することにより改変の位置及び程度を把握した。

b) 人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度

①直接改変の程度による人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化、分断程度

人と自然とのふれあい活動の場と工事中（工事の影響）の可能性のある範囲を重ね合わせ、図上解析することにより把握した。

②その他の項目の影響の程度

建設機械の稼働による環境騒音・振動、粉じん等の影響、工事用車両の走行による沿道騒音・振動への影響、地下水への影響、動植物、生態系への影響、景観への影響による間接的な機能の変化の程度を、それぞれの項目の予測結果を参照することにより把握した。

（「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（神奈川県） 第8章」参照）

c) 人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路阻害の程度

工事中（工事の影響）に係る主要な人と自然とのふれあい活動の場へのアクセスへの影響を把握した。

ウ. 予測結果

各予測地点における主要な人と自然とのふれあい活動の場への影響の予測結果を、表5-1-4に示す。

表 5-1-4(1) 人と自然とのふれあい活動の場への影響の予測結果
(多摩川緑地)

予測項目	予測結果
人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度	工事施工ヤードは多摩川堤防と市道幸多摩線に隣接した堤内地に設置する計画であり、工事施工ヤードによる多摩川緑地の改変はない。
人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・直接改変による機能の変化 ・工事用車両の走行による場の分断程度
その他の項目の影響の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行による影響（沿道騒音・振動）は、「騒音」「振動」の項目の予測結果に示すとおり、現況に対する付加点は極めて少なく、影響はほとんどないと予測する。 ・建設機械の稼働による影響（環境騒音・振動、粉じん等）は規制基準等を満足しており、影響はないと予測する。 ・地下水への影響は、「地下水」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、人と自然とのふれあい活動の場としての機能への影響はほとんどないと予測する。 ・動植物、生態系への影響は、「動物」「植物」「生態系」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、人と自然とのふれあい活動の場としての機能への影響はほとんどないと予測する。 ・工事施工ヤードは多摩川堤防上の自転車、歩行者道及び河川敷内からある程度離れた場所に設置する計画である。また河川敷から工事施工ヤードは視認できない。多摩川堤防上の一部からは工事施工ヤードが視認でき、景観に対する影響が考えられるが、仮設物の形式、色合いの検討を行うため景観への影響は小さいと予測する。 (その他の項目を含め「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（神奈川県） 第8章」参照)
人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路阻害の程度	工事施工ヤードが多摩川緑地へのアクセスを阻害することはない。また、工事用車両は工事施工ヤードから直接市道幸多摩線に乗り入れること、堤内（市街地、等々力緑地）と多摩川緑地を結ぶ動線は市道幸多摩線を横断する必要があるが、横断歩道には横断歩行者用信号が整備されていることから、到達時間、距離の変化は生じないと予測する。また、工事用車両の走行による交通への影響は「地域交通（交通混雑、交通安全）」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、利用者の到達時間、距離の変化の程度は小さいと予測する。

表 5-1-4(2) 人と自然とのふれあい活動の場への影響の予測結果
(等々力緑地)

予測項目		予測結果
人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度		工事施工ヤードは等々力緑地における公園事業認可区域外に設置する計画であるため、等々力緑地の公園事業認可区域内の改変はない。
人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・直接改変による機能の変化 ・工事用車両の走行による場の分断程度 	工事施工ヤードは等々力緑地内の公園事業認可区域外に設置する計画であるため、公園の機能に支障が生じる箇所はない。また、工事用車両の走行による場の分断もないと予測する。
	その他の項目の影響の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行による影響（沿道騒音・振動）は、「騒音」「振動」の項目の予測結果に示すとおり、現況に対する付加点は極めて少なく、また、等々力緑地は工事用車両の走行予定道路からある程度離れていることから影響はほとんどないと予測する。 ・建設機械の稼働による影響（環境騒音・振動、粉じん等）は規制基準等を満足しており、影響はないと予測する。 ・地下水への影響は、「地下水」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、人と自然とのふれあい活動の場としての機能への影響はほとんどないと予測する。 ・動植物、生態系への影響は、「動物」「植物」「生態系」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、人と自然とのふれあい活動の場としての機能への影響はほとんどないと予測する。 ・等々力緑地から工事施工ヤードの視認性は低く、景観の変化の程度は小さいと予測する。 (その他の項目を含め「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（神奈川県） 第8章」参照)
人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路阻害の程度		工事施工ヤードが等々力緑地へのアクセスを阻害することはない、また、工事用車両は工事施工ヤードから直接市道幸多摩線に乗り入れることから、等々力緑地へのアクセス動線に影響はなく、到達時間、距離の変化は生じないと予測する。また、工事用車両の走行による交通への影響は「地域交通（交通混雑、交通安全）」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、利用者の到達時間、距離の変化の程度は小さいと予測する。

表 5-1-4(3) 人と自然とのふれあい活動の場への影響の予測結果
(菅生緑地)

予測項目		予測結果
人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度		菅生緑地は工事施工ヤードからある程度離れた場所にあり、工事施工ヤードによる菅生緑地の改変はない。
人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・直接改変による機能の変化 ・工事用車両の走行による場の分断程度 	工事施工ヤードによる改変は生じないため、機能に支障が生じる箇所はない。また、工事用車両の走行による場の分断もないと予測する。
	その他の項目の影響の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行による影響（沿道騒音・振動）は、現況に対する工事用車両の走行予定台数の割合がわずかであることから、人と自然とのふれあい活動の場としての機能への影響はほとんどないと予測する。 ・工事施工ヤードからある程度離れた場所にあり、建設機械の稼働による影響（環境騒音・振動、粉じん等）、地下水への影響、動植物、生態系への影響、景観への影響はほとんどないと予測する。 <p>（その他の項目を含め「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（神奈川県）第8章」参照）</p>
人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路阻害の程度		工事施工ヤードが菅生緑地へのアクセスを阻害することはない。また、駐車場、駐輪場はなく、周辺住民の利用が多いと思われるが、工事用車両が走行予定の菅生緑地に接する県道13号はガードレールで歩車道が分離され、市道尻手黒川線とともに横断箇所は横断歩行者用信号が整備されていることから、到達時間、距離の変化は生じないと予測する。

**表 5-1-4(4) 人と自然とのふれあい活動の場への影響の予測結果
(FISH・ON!王禅寺)**

予測項目		予測結果
人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度		FISH・ON!王禅寺は工事施工ヤードからある程度離れた場所であり、工事施工ヤードによるFISH・ON!王禅寺の改変はない。
人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度	・直接改変による機能の変化 ・工事用車両の走行による場の分断程度	工事施工ヤードによる改変は生じないため、機能に支障が生じる箇所はない。また、工事用車両の走行による場の分断もないと予測する。
	その他の項目の影響の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行による影響（沿道騒音・振動）は、FISH・ON!王禅寺が工事用車両の走行道路からある程度離れていることから人と自然とのふれあい活動の場としての機能への影響はほとんどないと予測する。 ・工事施工ヤードからある程度離れた場所であり、建設機械の稼働による影響（環境騒音・振動、粉じん等）、地下水への影響、動植物、生態系への影響、景観への影響はほとんどないと予測する。 （その他の項目を含め「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（神奈川県）第8章」参照）
人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路阻害の程度		工事施工ヤードがFISH・ON!王禅寺へのアクセスを阻害することはない。 工事用車両が走行予定の市道麻生6号線、市道野川柿生線は植樹帯で歩車道が分離され、市道尻手黒川線とともに横断箇所は横断歩行者用信号が整備されていることから、歩行、自転車による利用者の到達時間、距離の変化は生じないと予測する。 工事用車両の走行による交通への影響は「地域交通（交通混雑、交通安全）」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、利用者の到達時間、距離の変化はほとんど生じないと予測する。

(4) 環境保全のための措置

工事中（工事の影響）に係る環境保全対策として以下の措置を講じる。

- ・仮設物の形式、色合いを検討することにより、快適性への影響の緩和を図る。
- ・利用上の支障事項等について案内板及びチラシ等を利用して利用者に対して、ご説明をすることで利用性への影響の緩和を図る。
- ・工事施工ヤードにおいて、工事の規模に適した規格の設備や建設機械を使用すること及びその設備等の配置を効率的にすることで、施工ヤードの設置による改変が小さくなるよう計画する。また、人と自然とのふれあい活動の場の機能を把握したうえで、利用性への影響を小さくするような工事用車両の走行ルートを計画していくことで利用性への影響の緩和を図る。
- ・人と自然とのふれあい活動の場の利用状況を把握したうえで、利用者数が特に集中する時期などには、利用経路に交通誘導員を配置することで利用性への影響の緩和を図る。

(5) 評価

人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変はなく、人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度も少ない。さらに人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路阻害の程度も少ないものと予測する。

また、工事中（工事の影響）に係る環境保全のための措置は、利用上の支障事項等について案内板及びチラシ等を利用して利用者に対して、ご説明をすることにより工事中（工事の影響）に伴う利用性への影響を緩和することができる。仮設物の形式、色合いの検討を行うことにより快適性への影響を緩和することができる。工事施工ヤードの改変区域をできる限り小さくすることで利用性への影響を緩和することができる。

したがって、工事中（工事の影響）による人と自然とのふれあい活動の場に係る環境影響の回避又は低減が図られており、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。